

税金について楽しく学ぼう【市役所だから待ってくれる？】

市民の生活(安全・安心)を守るのが市役所の仕事！
納税課も市役所だから？

市民が苦しいと言っているのに、税金まで納めろって、
弱い市民をいじめて、あなた達は楽しいですか・・・？



おまえら、市の職員だろっ！
市民の生活を守る市の職員が、
そんな取り立てのようなことをしていいのか？

借金の支払いが多く、今は税金を払えない
ほかのところは待ってくれないけど、
市役所だから税金の納付は待ってくれますよねっ



これは、納税課の日常です。

「市役所は市民に寄り添う仕事だから、当然待つよね！」と思われるでしょうか？

それとも、「えっ？私も苦しいのに納付しているんだけど・・・」と思われるでしょうか？



少しだけ、納税課の職員についてお話をします。

① 「納税課の職員は市の職員」？

→ 納税課の職員は市の職員ですが、「徴税吏員」でもあります。

徴税吏員とは、地方税の賦課徴収事務に従事する地方団体の吏員のことです。
（「第2話：上司に代わらない納税課職員！」でも少しお話しています）

地方税法には、こんなことが書かれています（抜粋）。

徴税吏員は、道府県知事若しくはその委任を受けた道府県職員又は市町村長若しくはその委任を受けた市町村職員をいう。【第1条第1項第3号】

市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。【第331条第1項】



徴税吏員には大きく3つの役割があります。

1. 自主納付が遅れている人に、督促状や催告書を送付し納税を促すこと
2. 財産調査を行うこと（督促をしてもなお、完納とならない場合）
3. 滞納処分をすること

3つの役割を見ると、納税課職員（徴税吏員）の仕事は、市の職員でありながら、住民の方に「ありがとう」と言っていただけの内容は少ないかもしれません。それでも、徴税吏員は、督促や財産調査・差し押えなど、市税の納付が遅れている方が望まない業務内容であっても真摯に取り組まなければならないのです。



② 「市役所だけ」「市職員だけ…」

→ 税金の徴収は、全て法令に基づいて行われています。

徴税吏員としての役割（しなければならないこと）も法令に明確に示されています。

→ 市民に寄り添うのが市役所ですが、そのためには、財源が必要となります。

市政の運営に必要な財源を確保する責任を担い、多くの市民サービスが継続提供できるよう、納税者間の公平性を第一に考え、日々業務に取り組んでいるのが、納税課職員（徴税吏員）です。

「市役所だから待ってくれるはず」は、市税の徴収においては、ご希望に沿えないことをご理解ください。

※徴収猶予については、「第5話：分割納付は認められない！」でご確認ください。

